平成２６年（フ）第９８４号
福岡市南区井尻１丁目27番10号
債務者　高城　和子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４０６号
福岡市早良区賀茂２丁目35番８号
債務者　志喜　夏子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４６２号
福岡市東区箱崎４丁目39番27―306号
債務者　小澤　加菜
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４６９号
福岡市中央区荒戸１丁目15番９―202号、前住所福岡県糸島市前原東３丁目６番10号
債務者　山角　佳世
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４８８号
福岡県宗像市ひかりヶ丘６丁目２番地８
債務者　今井　　均
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４８９号
福岡県宗像市ひかりヶ丘６丁目２番地８
債務者　今井　澄子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５０７号
福岡市博多区千代３丁目６番２―407号
債務者　西田　るみ
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１７号
福岡県福津市西福間２丁目16番２号　スカイコートⅡ101号
債務者　杉山　和枝
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１８号
福岡市博多区諸岡６丁目26番30―103号
債務者　加治　康隆
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５２１号
福岡市博多区西月隈３丁目８番47―501号
債務者　中村　将太
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５２２号
福岡市博多区西月隈３丁目８番47―501号
債務者　中村　　希（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５２９号
福岡市城南区長尾５丁目28番19号
債務者　山本眞太郎
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３０号
福岡市城南区長尾５丁目28番19号
債務者　山本　恵美
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４８号
福岡市博多区麦野５丁目13番35―202号
債務者　山口　史子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６９号
福島県いわき市常磐湯本町傾城67番地の144
債務者　山野邊清寿
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３１０号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2391番地　南団地Ｃ―４―２
債務者　原　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３１３号
茨城県水戸市堀町1199番地の50
債務者　大好　　登
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４４４号
栃木県宇都宮市野沢町134―２　パストラル207、住民票上の住所栃木県宇都宮市福岡町1277番地47
債務者　梁島　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係